

町職員による国庫補助金不正受給事件について

町職員による国庫補助金（担い手アクションサポート事業）不正受給事件では、町民の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことに深くお詫び申し上げます。

平成20年4月の本事件発覚後、町は、特別調査委員会を設置し事件の解明に全力を挙げてまいりました。

特別調査委員会での調査の結果、平成19年度農業関係国庫補助事業において、町職員が架空の農業団体（松伏町地域担い手育成総合支援協議会）名義を使用して国庫補助金交付申請書等を偽造し、平成19年10月10日付けをもって農林水産省関東農政局長に対し、真正に作成された補助金交付申請書のように装って提出し、国庫補助金474万6千円を詐取したとの結論に至りました。

町は、担当職員のこれらの行為により、国から国庫補助金の返還命令通知を受けました。

なお、返還金については、町税は充てず、関係職員（退職者を含む）による賠償金及び関係農業者等からのご協力により全額賄います。

また、関係職員に対し、右記のとおり懲戒処分を行いました。併せて、町長及び副町長の責任を明確にするため、給与を減額することとしました。

記

1 懲戒処分の内容等

(1) 事件の概要 町職員による国庫補助金不正受給事件に関わる一連の違法な行為

(2) 処分の内容等

被処分者 福祉健康課(当時環境経済課)・主査
 処分年月日 平成20年10月21日
 処分内容 免職

被処分者 環境経済課・課長
 処分年月日 平成20年10月21日
 処分内容 減給(給料月額10%)、3ヶ月

被処分者 環境経済課・主幹
 処分年月日 平成20年10月21日
 処分内容 停職、3ヶ月

2 町長等の給与の減額率

- (1) 町長 給料月額の100% 1ヶ月
- (2) 副町長 給料月額の40% 1ヶ月

今後、このようなことを二度と起こさぬよう、再発防止策を策定するとともに全職員を挙げて公務員倫理の確保に向けて全力で取り組み、町民の皆様及び関係機関の信頼回復に努めてまいります。

松伏町長 會田重雄

住民ほけん課のお知らせ

問合せ／国保年金担当 ☎991-1870 

年金受給者の現況確認届について

年金を受給されている方の現況確認は、住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)により社会保険庁が現況確認できる方については、現況届の提出は原則不要です。

ただし、次に該当する方は今後も現況届の提出が必要です。現況届が届きましたら、期限内に提出してください。

- ① 外国籍(外国人登録)の方
- ② 海外に居住している方
- ③ 社会保険庁が保有している本人情報と、住基ネットの情報が相違し確認できない方
- ④ 住基ネットで現況確認できる方でも、加給年金対象者の生計維持確認や障害年金受給者の診断書及び所得状況確認届を要する方

※ご注意ください

現況届の提出がない場合、年金支給が一時停止されることがありますので、誕生月の末日までに必ず提出してください。